

## 新潟市花の需要・消費拡大支援補助金 Q&amp;A

## 【1. 補助金の交付対象】

① 生花店等とは、どの範囲まで含まれるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市内に店舗があり、一般市民向けに継続的に生花等を販売する団体・法人・個人事業者を指します。</li> <li>➤ 花き類以外の商品も販売する店舗であっても、花き販売コーナー等を有する農産物直売所やスーパーマーケット・ホームセンター等も対象となります。</li> <li>➤ 個人が趣味で花き類を生産し、販売している場合は対象となりません。</li> </ul>
② インターネットや通信販売での販売も対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 割引券が紙のチケットであり、補助金の交付申請時に利用され回収した割引券を市へ提出する必要があることから、インターネットや通信販売等で割引券のやり取りができない場合は対象外とします。</li> <li>➤ 但し、インターネット等を利用した注文であっても、生花店等が直接配達する等して、商品の引き渡しや受け取り時に割引券を生花店等に渡すことができる場合は対象とします。</li> </ul>
③ キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー等）で販売したのも対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ キャッシュレス決済も対象となります。</li> <li>➤ なお、生花店等が現金払いのみの取り扱いとするのを妨げるものではありません。</li> </ul>
④ 途中で参加を取りやめることはできるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 交付申請書の提出以降、やむを得ない事情により途中で事業を中止する場合は、速やかに市に報告してください。</li> <li>➤ その場合、補助金の一部又は全部について交付できない場合があります。</li> </ul>
⑤ 途中で参加をすることはできるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 期間の途中でであっても、交付申請書の提出により本事業に参加することができます。</li> <li>➤ 但し、交付決定通知の前に利用された割引券については、補助金の交付対象外となります。</li> </ul>

## 【2. 対象となる商品】

① 100%市内産の花き類でないダメか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一回の購入につき、市内産の花き類が、価格もしくは数量のいずれかで、おおむね5割以上含む場合に割引券を利用できます。(全て市内産にするのは困難であると認識しております。)</li> </ul>
② 市内産の花き類がない場合は、他の産地のものだけでもいいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市内産の花き類をおおむね5割以上含む場合のみ補助金の対象となります。</li> </ul>
③ 市内産かわからない場合はどうすればいいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 調達先の卸業者に確認ください。</li> <li>➤ なお、産地がわからない場合は対象外となります。</li> </ul>
④ 切り花のほか、鉢物なども対象に含まれるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 切り花以外に、鉢花、花木、観葉植物も対象となります。</li> <li>➤ 但し、球根や種苗、苗木は対象外とします。(理由：新型コロナウイルスの影響を受けておらず、外出自粛で販売が堅調であることから支援の対象外とします。)</li> </ul>
⑤ 花き類のレンタルは対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本事業の対象は花き類を購入する場合のみとし、レンタルは対象外となります。</li> </ul>
⑥ 知り合いの生産者から無料で提供を受けた花きを販売した場合も対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 補助事業者が市場等から仕入れて市民向けに販売する花き類に限るものとし、無償提供など対価なく調達したものは対象外とします。</li> </ul>
⑦ 食用の花(かきのもとやエディブルフラワー)は対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 食用の花は対象外とします。</li> </ul>
⑧ 価格設定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 割引券を利用し購入した市民に対し、通常の販売価格から500円を値引きし販売してください。</li> <li>➤ 対象商品を通常の販売価格より高値に設定することは禁じます。</li> </ul>
⑨ 購入基準の1,000円以上は税込価格か税抜価格か	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 消費税込みの金額です。</li> </ul>

⑩ 他の割引券や割引サービスとの併用は可能か	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 確認作業が煩雑となることから、他の割引券やギフト券等との併用は不可とします。</li> <li>➤ 但し、補助事業者が自ら値引きやセット販売などを行った商品で値引き後の価格が1,000円以上であり、割引券を利用し購入された場合は対象となります。</li> </ul>
⑪ アレンジメント代も含めて価格を設定しており、分けることが困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 原則、アレンジメント料等の技術料は対象外としますが、分けることが困難な場合は、含めた価格でも可とします。</li> </ul>
⑫ 包装資材代も含めて価格を設定しており、分けることが困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 原則、包装などの資材料は対象外としますが、分けることが困難な場合は、含めた価格でも可とします。</li> </ul>
⑬ 花だけでなく、他の商品と一緒に購入された場合、レジで対象商品である確認が難しい	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 対象商品であることが明確になるようセット販売やコーナー分けをする等の対応が可能か検討願います。</li> </ul>

## 【3. 割引券】

① 割引券はどのように発行されるのか <b>【9/20 変更】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 6月21日の市報にいがた1面に割引券を掲載します。</li> <li>➤ <b><u>加えて、9月20日より追加発行分を参加店に設置・配布するようになりました。</u></b></li> <li>➤ 市民は、市報に掲載された割引券か店舗で配布される割引券を会計時に手渡すことにより利用できるものとします。</li> </ul>
② 割引券は市民のみが利用できるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 利用することができるのは、原則、市民のみとなります。</li> </ul>
③ 割引券は一人何枚でも利用できるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ お一人様1枚までの利用となります。</li> </ul>
④ 2,000円以上の花き類を購入した場合、割引券を2枚使用できるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 1回の購入につき使用できる割引券は1枚のみとなり、複数枚を同時に使用することはできません。</li> </ul>
⑤ 予算上、割引券は何枚まで使用することができるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 予算規模は2,500万円のため、1世帯1枚利用するとして5万世帯（5万枚）が利用できる計算です。</li> </ul>

⑥ 割引券はコピーしてもいいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 割引券のコピー（複製）はできません。</li> <li>➤ コピーし利用されたものは無効となります。</li> </ul>
⑦ 割引券は換金できるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 割引券は換金できません。</li> </ul>
⑧ 他の割引券や割引サービスとの併用は可能か 【9/29 追加】	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 他の割引券やギフト券等との併用は不可となります。</li> <li>➤ <u>ただし、新型コロナウイルス関連の経済対策の一環として、新潟市が発行した「プレミアム付き商品券（地域のお店応援商品券）」については、同商品券の利用が可能な登録店舗に限り、例外として併用可とします。</u></li> </ul>

## 【4. 経過報告・事業の終了】

① 予算の上限に達し次第終了ということだが、どの様にして割引券の利用状況を把握するのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 月締め、あるいは週締めで参加店舗に割引券の利用状況について報告をお願いする予定です。</li> <li>➤ 益暮れや彼岸など需要期にはより細かく利用状況を確認する場合があります。</li> </ul>
② 予算の上限に達し、年度末を待たずに終了となった場合、どのように連絡があるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本市から電話やファックス、メール等によりご連絡します。</li> <li>➤ なお、終了後であっても、ご連絡がつく前に販売してしまったものについては、補助金の交付対象とします。</li> </ul>
③ 販売状況の報告はどのくらいの頻度で行うのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ スタート時は週ごとを予定しておりますが、割引券の利用状況をみて、隔週にするなど変更したいと考えています。</li> <li>➤ なお、お盆や彼岸などの需要期は、より細かくご報告を求め場合があります。</li> </ul>

## 【5. 補助金の申請方法】

① 必要な提出物は何か	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 必要な提出書類は以下のものです。</li> <li style="padding-left: 20px;">【事業実施前】</li> <li style="padding-left: 20px;">○ 補助金交付申請書★</li> <li style="padding-left: 20px;">○ 交付対象者であることが確認できる書類の写し</li> <li style="padding-left: 20px;">【事業実施後】</li> <li style="padding-left: 20px;">○ 実績報告書★</li> <li style="padding-left: 20px;">○ 補助金振込申込書★</li> </ul>
-------------	---

	<p>○ 利用済みの割引券</p> <p>★の書類は所定の様式に記入します。</p>
② 同一事業者が複数店舗で実施する場合、店舗ごとに提出が必要か	<p>➤ 同一事業者が複数店舗で実施する場合は、本社又は代表者が、実施するすべての店舗の名称と住所を記載したリストを添えて、代表して提出してください</p> <p>➤ 実績報告書の提出の際は、上記リストに店舗ごとの割引券利用実績（枚数）も記載してください</p> <p>➤ 店舗ごとに補助金の支払い（振込み）を希望する場合は、面倒でも店舗ごとに提出してください。</p>
③ 交付対象者であることが確認できる書類とは何か	<p>➤ 花き類の販売事業者であることが証明できる書類であり、業態にあわせて用意できるものを提出してください</p> <p>（例）①法人・団体の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> <li>※発行日より3ヵ月以内のもの ※写し可</li> <li>・定款（写し可）</li> </ul> <p>②個人事業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税証明書</li> <li>・青色または白色申告書★</li> <li>・所得税青色申告承認申請書★</li> <li>・個人事業の開廃業等届出書★</li> </ul> <p>➤ ★の書類は、税務署の受付印が押印されたものの写しである必要があります。</p>
④ 実績報告書に添付する販売実績の記録は、どのような記録か	<p>➤ 売上日報や伝票など、割引券の枚数と突合して販売実績が確認できるものをいいます。（割引券を利用して販売した分だけで可）</p> <p>➤ 様式の定めはありませんので、各店舗で日常に記録している帳簿類で結構です。</p> <p>➤ 適当な帳簿類がない場合は、別紙の作成例を参考に作成してください。</p>
⑤ 補助金の交付は振り込みで行われるのか	<p>➤ 指定の口座に振り込みというかたちでお支払いします。</p>

⑥ 補助金交付のタイミングはいつ頃か	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業完了後となりますので、遅くて年度末となります。</li> </ul>
⑦ 立替のは負担が大きいので、もっと短いスパンで補助金の交付が受けられないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市の制度上、補助金の都度払いができず、事業完了後のお支払いとなります。</li> <li>➤ ご負担をおかけし申し訳ございませんがご了承願います。</li> </ul>
⑧ 割引券を紛失してしまった場合、補助金は受けられるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 割引券を紛失した場合、紛失した分の補助金を受けられなくなる可能性がありますので、紛失しないよう、厳重に保管願います。</li> </ul>

## 【6. 広報・宣伝】

① 割引券が利用できる店舗であることはどのように市民にお知らせするのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市のホームページに掲載する予定です。</li> <li>➤ また、対象店であることを示すポスターを参加店舗に1～2枚程度配付しますので、店舗入口付近やレジ回り等、目につく場所にポスターを掲示してください。</li> <li>➤ なお、各店における積極的なPRもお願いします。</li> </ul>
② 予算の上限に達し、年度末を待たずに終了となった場合、どのように市民にアナウンスするのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市のホームページやSNS上でお知らせする予定です。</li> <li>➤ また、あらかじめ終了をお知らせするステッカーを参加店舗に配付しますので、市から終了の連絡があった場合は、①のポスターの上に貼り掲示してください。</li> </ul>